

ヘルパーステーション こころね

「指定訪問介護」

重要事項説明書

「総合事業」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 第 0170205900 号)

当事業所はご契約者様に対して指定訪問介護サービス又は総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

1、事業者

- (1) 法人名 株式会社 ハーネス
 (2) 法人所在地 札幌市北区北 11 条西 4 丁目 2-21
 (3) 電話番号 (011) 717-0555

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業・総合事業サービス事業
 (平成25年 6月 1日 事業所番号 第0170205900号)
- (2) 事業の目的 指定訪問介護及び総合事業サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション こころね
 指定訪問介護事業所
 総合事業サービス事業所
- (4) 事業所の所在地 札幌市北区北 35 条西 4 丁目 2-18
- (5) 電話番号 011-756-6600
- (6) 管理責任者 氏名 岩根 久悦
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 訪問介護員は、要介護又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成25年 6月 1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
 当事業所では、次の事業も合わせて実施しています。
【サービス付き高齢者向け住宅の生活支援サービス受託事業】

3、事業の実施地域及び営業の時間

- (1) 通常の事業の実施地域 札幌市全域（ただし事業所から 5 km以内）
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 12/29～1/3 迄を除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	原則として午前 6 時から午後 9 時まで（土日祝含む）

4、 職員の体制

当事業所では、ご契約者様に対して訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については指定基準を遵守しています。 (単位：名)

職 種	常 勤	非 常 勤
1、管理責任者	1	—
2、サービス提供責任者	1	—
3、訪問介護員	—	11
(1)介護福祉士	—	5
(2)実務者研修修了者	—	1
(3)初任者研修課程修了者		2
(4)訪問介護養成研修 1 級（旧ヘルパー 1 級）課程修了者	—	1
(5)訪問介護養成研修 2 級（旧ヘルパー 2 級）課程修了者	—	2

5、 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下の場合があります。

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額をご契約者様に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の 7 割～9 割（※所得に応じる）が介護保険から給付されます。

具体的なサービス実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）〔「総合事業サービス計画」〕がある場合には、それを踏まえた「訪問介護計画書」〔「総合事業サービス計画書」〕に定められます。「訪問介護計画書」〔「総合事業サービス計画書」〕は利用者やご家族に説明し同意いただくとともに、申し出によりケアマネジャー等と相談し、見直すことができます。

③ 利用料金

○ 訪問介護サービス利用料（要介護 1 から要介護 5）

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）で 1 回の料金は次の通りです。

（単位数単価 10.21）

区分	サービスに要する時間	20 分以上 30 分未満 (244 単位)	30 分以上 1 時間未満 (387 単位)	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (567 単位)	1 時間 30 分以上 30 分増す毎に (82 単位)
身体介護	1.利用料金	2491 円	3951 円	5789 円	837 円
	2.うち、介護保険から給 付される金額	2242 円	3556 円	5210 円	753 円
	3.サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	249 円	395 円	579 円	84 円

※身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき、上記料金と併せてご請求となります。

20 分以上 45 分未満…65 単位 45 分以上 70 分未満…130 単位

区分	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満 (179 単位)	45 分以上 (220 単位)		
生活援助	4.利用料金	1827 円	2246 円		
	5.うち、介護保険から給 付される金額	1644 円	2021 円		
	6.サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	183 円	225 円		

※ 自己負担額は 1 割、2 割、3 割の方で金額が変わります。（上記は 1 割での金額）

※「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために、国で定められた標準的な所要時間です。

※ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスを必要とした時間ではなく、訪問介護計画に基づいたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）…25%加算
- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）…25%加算
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）…50%加算

※ 2 人の訪問介護員でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

○ 総合事業サービス利用料（事業対象者・要支援 1・要支援 2）

総合事業サービスについて、料金は次の通りです。

（単位数単価 10.21）

区分	サービスに要する時間 ※1回につき	生活援助中心 20分～45分未満 (179 単位)	生活援助中心 45 分以上 (220 単位)	標準的な訪問型 サービス 45 分未満 (205 単位)	標準的な訪問型 サービス 45 分以上 60 分 未満 (277 単位)	標準的な訪問型 サービス 60 分以上 (287 単位)
事業 対象者 ・ 要支援 1・2	1.利用料金	1827 円	2246 円	2093 円	2828 円	2930 円
	2.うち、介護保険から給付 される金額	1644 円	2021 円	1884 円	2545 円	2637 円
	3.サービス利用に係る自己 負担額（1－2）	183 円	225 円	209 円	283 円	293 円

区分	サービスに要する時間 ※上限を超える場合	週 1 回程度 (1176 単位)	週 2 回程度 (2349 単位)	週 2 回を超える 程度 (3727 単位) (要支援 2)
事業 対象者 ・ 要支援 1・2	1.利用料金	12006 円	23983 円	38052 円
	2.うち、介護保険から給付 される金額	10805 円	21585 円	34247 円
	3.サービス利用に係る自己 負担額（1－2）	1201 円	2398 円	3805 円

※月に 5 週ある場合の標準的な訪問サービスなど、利用回数の上限を超える場合は月額での利用となります。

※自己負担額は 1 割、2 割、3 割の方で金額が変わります。（上記は 1 割での金額）

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。

(2) 加算について

◇緊急時訪問介護加算 100 単位

利用者の要請とケアマネジャーが認めた居宅介護計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合
利用料金が加算されます。

加算料金 ① 1,000 円

② うち介護保険から給付される金額 900 円

③ サービス利用に係る自己負担額 100 円

◇初回加算 200 単位

新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問した場合、又入院等により 2 ヶ月以上訪問介護の利用がなくその後サービス再開した場合サービス再開月の請求時に利用料金が加算になります。

加算料金 ① 2,000 円

② うち介護保険から給付される金額 1,800 円

③ サービス利用に係る自己負担金 200 円

◇訪問介護処遇改善加算Ⅲ 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ

所定単位数に加算率 18.2%を乗じた単位数で算定させていただきます。

(3) 減算について

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は 10%減算となります。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 介護給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額（介護保険給付の 10 割分）がご契約者様の負担となります。

	20 分以上 30 分未満	20 分以上 45 分未満	30 分以上 1 時間未満	45 分以上	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 (30 分増す毎に)
身体介護	2552 円	—	4043 円	—	5911 円	857 円
生活援助	—	1868 円	—	2297 円	—	—

※平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金の割増し料金が加算されます。割増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）…25%加算
- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）…25%加算
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）…50%加算

※経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更をする事由について、変更を行う 1 週間前までにご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2)、(3)、(4) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご利用月の翌月 10 日頃までに請求書をお届け致しますので、下記方法でお支払下さい。

☐ 口座引き落とし サービス利用月の翌月 27 日にご指定口座より引き落とします。
口座振替手数料はかかりません。

また、引き落としができなかった場合は月末までにお振込みをお

願ひ致します。

□ 引き落としに間に合わない場合の振込先

北洋銀行 北24条支店

普通 4205332

口座名：カ)ハーネス だいひょう とりしまりやく 代表 取締役 むらばやし ひろ あき 村林 寛 昭

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① ご契約者様の都合により、訪問介護サービス又は総合事業サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、サービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日時前日までに申し出がなく、直前になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日時の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日時の前日までに 申し出がなかった場合	2,000 円

- ③ サービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、契約者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様に提示して協議します。

6、 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代して行います。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者様からの交替の申し出

専任された訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望される事由を明確にし、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員が交替する場合は、ご契約者様及びそのご家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービスの内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者様等の理由で予定されているサービスの実施ができない場合には、担当するケアマネージャー等に連絡・相談の上で、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者様に対する訪問介護サービス又は総合事業サービスの提供にあつ

て、次に該当する行為は行えません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② ご契約者様もしくはそのご家族を訪問介護員の使用する車輛に同乗させること
- ③ ご契約者様もしくはそのご家族からの金銭又は高価な物品等の授受
- ④ ご契約者様もしくはそのご家族の営利に係る行為
- ⑤ ご契約者様のご家族等に対する訪問介護サービス又は総合事業サービスの提供
- ⑥ 飲酒及び喫煙
- ⑦ ご契約者様もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑧ その他ご契約者様もしくはそのご家族に行う迷惑行為

(5) 介護サービスの利用にあたって留意いただきたい事項・禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度要求等、性的な嫌がらせ行為）

(6) 介護サービス契約終了・事業所からの契約の解除

事業所は次に掲げるいずれかの場合には相当な期間の経過後介護サービス契約を解除することができる。

- ① （略）
- ② 職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難になったとき。
- ③ （略）

上記②により契約を解除する場合、事業所は居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介その他必要な措置を講じる。

(7) サービス実施時の業務以外の禁止

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は、「5、当事業所が提供するサービスと利用料金」に定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問介護サービス又は総合事業サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービス又は総合事業サービスの実施に関する指示・命令は、全て事業

者が行います。但し、事業者は訪問介護サービス又は総合事業サービスの実施にあたって、ご契約者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス又は総合事業サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

7、虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護、虐待防止のために次に掲げる必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 岩根 久悦

（２）従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（３）サービス提供中に、当事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8、苦情の受付について

（１）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

受付担当者	岩根 久悦
受付時間	月曜から金曜（但し、祝日、12月29日から1月3日までを除く） 午前9時から午後5時まで
電話番号	011-756-6600

（２）行政機関その他苦情受付機関

各区市町村 介護保険課	所在地	札幌市中央区北1条西2丁目
	電話番号	011-211-2547
	受付時間	午前9時から午後5時まで
北海道 国民健康保険団体連合会 介護保険課企画・苦情係	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	午前9時から午後5時まで
北海道社会福祉協議会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 (道立社会福祉総合センター)
	電話番号	011-241-3976
	受付時間	午前9時から午後5時まで

8、 緊急時・事故発生時の対応方法

- (1) 利用者様に対するサービスの提供により、緊急事態や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様に対するサービスの提供により事故が発生し、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご契約者様に対して損害を賠償します。
但し、ご契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 事業所に連絡するとともに、利用者様の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (5) 急を要する場合は、事業者の判断により緊急車両を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (6) 必要に応じて市町村へ連絡する。

9、 第三者評価の実施状況

- (1) 第三者評価の実施の有無 : 無

付則

この契約書・重要事項説明書は令和6年6月1日から施行する。